**令和５年度鶴岡市事業場設置助成金**

**受付開始のお知らせ**

**鶴岡市では、市内製造業等が意欲的な生産拡大や生産性向上のために行う製造装置等の導入及び研究開発に係る設備投資費用について助成金を交付します。**

**１．助成対象者**

　対象地域に立地する製造業等事業者

|  |  |
| --- | --- |
| 対象地域 | 市内工業団地（ただし、庄内あさひ産業団地は除く）、工業地域及び工業専用地域、工場適地（友江、西目、渡前、常盤木、柳久瀬）、バイオサイエンスパーク |
| 対象業種 | 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業等※製造業以外は、操業開始時に１５人を超える新規雇用があること。 |

**２．要件**

　令和４年１月２日から令和５年１月１日の間に整備した工場などの新増設や設備投資等で、

**課税免除資産を除く対象経費の総額が３，０００万円以上のもの**

**３．対象となる設備投資等**

　・製造装置・検査装置及び付帯装置（※構築物、車両・運搬具、工具・器具・備品は除きます。）

　・建物（増設の場合は、建物の評価額が増加した分）

　・土地（※土地の取得後3年以内に建物を建設したもの）

**４．助成額**

取得した土地、建物、償却資産に対して課される**固定資産税課税相当額の１／２の額**を、

**課税初年度**に交付します。

　※先端設備等導入計画などで固定資産税の課税免除を受けている資産は対象外となります。

**５．助成金申請**

　申請用紙の電子データを、鶴岡市ホームページに掲載しております。

　検索サイトで「鶴岡市　事業場設置助成金」で検索いただくか、QRコード読取またはURLの直接入力によりアクセスしてください。（URL：<https://bit.ly/2Ze1WgV>　※短縮URLを使用しています。）

**令和５年１１月２日（木）まで**に商工課に提出してください。

　受理後、対象資産について担当者が現地確認を行います。

**◎申請書提出先・お問合せ先**

　鶴岡市商工観光部　商工課　（鶴岡市役所5階）

〒997-8601　鶴岡市馬場町9-25

　電話：0235-35-1299（直通）　　FAX：0235-25-7111

　E-mail：shoko@city.tsuruoka.yamagata.jp